

令和7年9月2日

矢巾町議会

議長 廣 田 清 実 様

矢巾町議会総務常任委員会

委員長 高 橋 安 子



請 願 審 査 報 告 書

本委員会が、令和7年矢巾町議会定例会6月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1 付議事件名

○7請願第2号：「刑事訴訟法の再審規定(再審法)」の改正を求める請願

請 願 者 盛岡市本町通2-1-36 浅沼ビル4F

日本国民救援会盛岡支部

支部長 佐々木 茂 喜

紹介議員 小 川 文 子

2 委員会開催年月日

令和7年7月7日(月)

令和7年7月28日(月)

3 出席委員

高 橋 安 子

齊 藤 勝 浩

横 澤 駿 一

昆 秀 一

高 橋 恵

廣 田 清 実

4 審査経過

令和7年7月7日（月）午後1時より、委員出席のもと7請願第2号について、説明員として紹介議員である小川文子議員、参考人として日本国民救援会盛岡支部 佐々木茂喜支部長、同岩手県本部 大野秀副会長出席のもと、付議事件について詳細説明を受けた。

同月28日10時から開催した委員会において、説明内容を踏まえ慎重審議した。

5 審査結果

7請願第2号については、賛成多数で採択すべきものと決定した。

6 審査意見

本来無罪であるにも関わらず裁判の結果有罪判決となった人が、裁判のやり直しを求める再審は、無実の人を救済する最後の手段である。しかし再審請求を始めてから無罪になるまでに何十年もの年月を要する実態がある。

その要因に、捜査機関側の集めた証拠の中から罪状の立件に主眼を置いた証拠の提示、検察側の再審開始に対する不服申立による再審着手の遅延などが挙げられる。

以上のことから、無実の者を誤った裁判から迅速に救済するためには、再審請求から再審による判決の確定までの期間が短縮されるよう、刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を行うことが望ましいとの結論に至り、本請願については賛成多数で採択すべきとの結論に至った。

令和7年9月2日

矢巾町議会

議長 廣 田 清 実 様

矢巾町議会総務常任委員会

委員長 高 橋 安 子



請 願 審 査 報 告 書

本委員会が、令和7年矢巾町議会定例会6月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1 付議事件名

○7請願第3号：消費税の段階的撤廃と法人税率見直しを求める意見書提出に関する請願

請 願 者 矢巾町大字広宮沢第1地割2番地1211
ふるさと矢巾を愛する住民の会 田 村 倫 子

紹介議員 ササキ マサヒロ

2 委員会開催年月日

令和7年7月7日(月)

令和7年7月28日(月)

3 出席委員

高 橋 安 子
齊 藤 勝 浩

横 澤 駿 一
昆 秀 一

高 橋 恵
廣 田 清 実

4 審査経過

令和7年7月7日（月）午前10時より、委員出席のもと7請願第3号について、説明員として紹介議員であるササキマサヒロ議員、参考人としてふるさと矢巾を愛する住民の会 田村倫子氏出席のもと、付議事件について同時に付託された産業建設常任委員会と共に詳細説明を受けた。

同月28日10時から開催した委員会において、説明内容を踏まえ慎重審議した。

5 審査結果

7請願第3号の請願事項1、2、4、5については、反対多数で不採択すべきものと決定した。

6 審査意見

本請願に対しては、総務常任委員会では請願事項の1、2、4、5の部分に関し審査をおこなった。

請願の趣旨は、消費税は低所得の人ほど負担が重く、所得にかかわらず一律に課税される間接税であることから、所得の低い層ほど負担が重くなる、生活必需品を含め広範な支出に課税されることから、高齢者・子育て世代の負担が重いとのことと、また、消費税は景気に合わせた調整ができず、経済の動きに対して柔軟性がない制度であり、むしろ大企業の内部留保が過去最高水準にある今、法人税による再配分効果のほうが経済への効果が高いとの主張であった。

消費税の負担を重いつ感じる層がいることは理解できる。しかしながら、消費税は社会保障費の財源として現状欠かすことのできないものであり、地方消費税交付金として町の貴重な財源の元ともなっていることから、それぞれにおいて代替の財源が見込めない状態では、消費税の撤廃は現状難しいことから、消費税の段階的な撤廃を求めた本請願に関しては不採択との結論に至った。

令和7年9月2日

矢巾町議会

議長 廣 田 清 実 様

矢巾町議会産業建設常任委員会

委員長 赤 丸 秀 雄



請 願 審 査 報 告 書

本委員会が、令和7年矢巾町議会定例会6月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1 付議事件名

○7請願第3号：消費税の段階的撤廃と法人税率見直しを求める意見書提出
に関する請願

請 願 者 矢巾町大字広宮沢第1地割2番地1211
ふるさと矢巾を愛する住民の会 田 村 倫 子

紹介議員 ササキ マサヒロ

2 委員会開催年月日

令和7年7月7日(月)

令和7年7月22日(火)

3 出席委員

赤 丸 秀 雄	高 橋 敬 太	吉 田 喜 博
藤 原 信 悦	木 村 豊	村 松 信 一

4 審査経過

令和7年7月7日午前10時から、委員全員出席のもと7請願第3号について、本請願の請願者で参考人である、ふるさと矢巾を愛する住民の会田村倫子氏及び紹介議員であるササキマサヒロ議員の出席を求め、趣旨説明を受けた。

その後、同日午前10時50分から役場4階第1・第2委員会室において付託を受けた請願内容の協議・検討を行い慎重審議した。

5 審査結果

7請願第3号請願事項3については、反対多数で不採択すべきものと決定した。

6 審査意見

請願者からは、この制度によって中小・零細事業者に過重な事務負担が課せられており、この現状を早急に是正する必要があることから、国に対し、インボイス制度の中止または抜本的な見直しにかかる意見書の提出を求めるとの趣旨説明を受けた。

まず初めに、税金は国民が公平に納めるべきであるということが大前提にあり、商取引においては不明瞭な部分をなくし、消費税が適正に納められることが望まれる。また、中小・零細企業が多い本町としても、このインボイス制度の事務作業が商取引を続けていく上での障害となるような、過重な事務負担があってはならないと判断する。

しかしながら、インボイス制度により、売上にかかる税額と、仕入にかかる税額が明確化され、正確な消費税額の計算が可能となっているため、税金の公平性の観点からも重要な制度と判断する。また、令和5年10月1日に導入されてから約2年が経過し、制度の定着を図っているところで、廃止の動きがなされると国民にとっても混乱を招くことが危惧される。

このインボイス制度は、登録事業者になることを強要するものではなく、現在、令和8年9月30日までは経過措置として事務負担と税負担の軽減を図ることができる2割特例や、その2割特例の適用期間終了後は、簡易課税制度を選択することができる措置が取られている。また、インボイス制度への対応に取り組む事業者に対しては、IT導入補助金や課税転換に伴う販路開拓の支援として小規模事業者持続化補助金等の支援策を講じている面からも、現状、中止または抜本的な見直しが早急に必要とは判断できないことから、本請願事項3については反対と意見する。